

徳地文化協会会則

(名 称)

第1条 この会は、徳地文化協会（以下「会」）という。

(目 的)

第2条 この会は、徳地地区民の文化に対する理解と関心を高めるとともに、文化団体相互の連携を緊密にし、広く文化の創造の振興をはかり、文化の高揚に努めることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種文化活動の推進と奨励に関すること。
- (2) 文化事業の研究、調査に関すること。
- (3) 参加関係団体の連絡提携に関すること。
- (4) 文化財等の調査、研究、保存及び顕彰に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業。

(組 織)

第4条 この会の目的に賛同する徳地地区内にある文化団体及び個人を持って組織する。

(入 会)

第5条 この会への入会は、所定の手続きを経て事務局に申し込むこと。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
理 事	各団体より推薦された者
会 計	1名
監 事	2名

- 2 この会に顧問を置くことができる。
- 3 顧問は、総会の議決を得て、会長がこれを委嘱する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

(役員選出)

第8条 会長、副会長、理事、会計、監査は、総会において選出する。

(会 議)

第9条 この会は、次の会議を持ち、会長がこれを召集する。
総会・役員会

(総会及び役員会)

第10条 総会は、各団体より代表者1名と、個人会員により構成され、事業の企画、立案をはじめ、会の運営に必要な重要事項を審議決定する。
2 役員会は、総会の決定に従って会の運営、その他を実施する。
3 この会の会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意により行う。

(会 計)

第11条 この会の経費は、会費、寄付金及び助成金をもって当てる。
2 会員は、次の会費を納入しなければならない。
個人会員 年間 500円
団体会員 年間 3,000円

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、その年度の会費は、4月30日までに事務局に納入する。

(事務局)

第13条 この会の事務局は、徳地地域交流センターに置く。
(住所：山口市徳地堀1561番地1)

附 則

- 1 本会則は、昭和56年4月1日から執行する。
- 2 本会則は、昭和60年4月1日から執行する。
- 3 本会則は、昭和63年4月1日から執行する。
- 4 本会則は、平成13年4月1日から執行する。
- 5 本会則は、平成17年4月1日から執行する。
- 6 本会則は、平成18年4月1日から執行する。
- 7 本会則は、平成20年4月1日から執行する。
- 8 本会則は、平成21年4月1日から執行する。
- 9 本会則は、平成29年4月1日から執行する。
- 10 本会則は、平成31年4月1日から執行する。
- 11 本会則は、令和2年4月7日から執行する。
- 12 本会則は、令和5年4月19日から執行する。